証券コード2894
平成30年６月７日

株主の皆様へ

千葉県船橋市本町二丁目７番17号
石井食品株式会社
代表取締役社長　長島　雅

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
[郵送による議決権行使の場合]
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、平成30年６月22日（金曜日）午後５時30分までに到着するようにご返送ください。
[インターネットによる議決権行使の場合]
　当社指定の議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスして頂き、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成30年６月22日（金曜日）午後５時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。
　賛否のご表示がない場合は、賛成のご表示があったものとして取り扱わせて頂きます。
　なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、２頁から３頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　**平成30年６月23日（土曜日）午前10時（受付開始：午前９時30分）**
２．場　　所　千葉県船橋市本町２－７－１７
当本社１階コミュニティハウス ヴィリジアン
（会場が前回と異なっておりますので、末尾記載の「第77回定時株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
３．目的事項
報告事項　第77期（平成29年４月1日から平成30年３月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
議案　剰余金の処分の件

その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して添付すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http：//www.ishiifood.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

従いまして、本招集ご通知添付書類に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以　上

＜インターネットによる議決権行使のご案内＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使して頂きますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1．議決権行使サイトについて

（1）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスして頂くことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

（2）パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（3）携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

（4）インターネットによる議決権行使は、平成30年6月22日（金曜日）の午後５時30分まで受付いたしますが、お早めに行使して頂き、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2．インターネットによる議決権行使方法について

（1）議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用頂き、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（2）株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

（3）株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知致します。

3．複数回に渡り行使された場合の議決権の取り扱い

（1）郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせて頂きますのでご了承ください。

（2）インターネットにより複数回に渡り議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせて頂きます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせて頂きます。

4．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以　上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本冊子をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
◎会場が満席となった場合は第２会場等をご案内させていただきますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。
◎議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場頂けません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます）ので、ご注意願います。
◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.ishiifood.co.jp/）に掲載させて頂きます。

株主総会参考書類

議案　剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は株主の皆様に対する配当につきましては、中長期的視点から再投資のための内部資金の確保と株主満足の両方を実現させ、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当期の剰余金の処分につきましては、当期の連結業績及び今後の事業展開に備えた内部留保等を総合的に勘案し、株主の皆様のご支援に報いるため、次のとおりといたしたいと存じます。

(1)　配当財産の種類
金銭といたします。

(2)　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金３円00銭といたします。
なお、この場合の配当総額は52,515,087円となります。

(3)　剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年6月25日といたします。

以上

（添付書類）

事　業　報　告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

Ⅰ．企業集団の現況

1　当連結会計年度の事業の状況

1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度における食品業界を取り巻く環境は、高齢化や共働き世帯の増加、都市部への人口集中と地方の過疎化といった社会の変化に大きく影響を受け、消費者の嗜好も地域や年代、家族構成等により多様化しております。

当社においても安心安全で美味しい食であることを前提に、節約志向とこだわり志向、時短と手間ひまのバランス、健康への強いこだわり、採れたてのものが食べたい等、お客様から様々なご要望をいただくようになりました。

このような変化の中、当期は以下の２つの方針を基に活動をしてまいりました。

１.「地域と旬」のビジネスモデルの構築を通じて地域の活性化に取り組む。

日本の各地には美味しく、伝統的な素材があります。当社は鰹節を削って出汁をとる、栗を鬼皮から剥き風味豊かにするなど素材の美味しさを生かす「無添加調理」の技術を生かし、地域素材本来の味が味わえる商品提案を行ってまいりました。地域の農産物を使う事で農家の方々と地域の活性化を目指す試みを行い、国内32地域と67件の農家様とのネットワークを構築し、商品開発と販売を行ってまいりました。

事例としては千葉県白子町において、甘味が強く、九十九里浜のミネラル豊富な砂質土壌と潮風を受けて育った「白子の新玉ねぎ」を使ったハンバーグ「オニオンスープハンバーグ」の開発を行い、生産者、販売店が一体となり開発販売を行い、ご好評を頂きました。

また、筍は地域ごとにそれぞれのこだわり（特長）がある産地と取り組み、地域の調味料で味付けをし、筍の特長を生かした商品を開発し、農家との関係を深め、京都府京丹波町、千葉県大多喜町、佐賀県唐津市の「筍ご飯」を発売、栗は茨城県笠間市、千葉県成田市、岐阜県山県市等の「まぜご飯の素」「栗きんとん」等を発売いたしました。

しかし、これらの取り組みは「旬」の販売タイミングが農作物の生育の関係でピタリとは合わず、チャンスロスが発生しました。また、生産性も今後の課題となりました。

２．「商品・チャネルの選択と集中」と「業務の改善」を行う。

商品は一品一品ターゲットとコンセプトの見直しを行い、品質の向上を目的とした改善を行うと共に、不採算商品は終売いたしました。その結果、付加価値生産性の改善と共に生産余力を生み出し、新しいチャレンジに取り組むことが出来ました。

既存商品の流通チャネルは当社の目指す方向と同じ目線を持つチャネルとの関係を強化し、駅ナカ・道の駅・土産物屋・百貨店等のチャネルを開拓し、新たなビジネスモデル構築の足がかりを作りました。

また、生産部門では全ての工程でのロスと歩留を分析し、一つ一つ改善に取り組んだ結果、付加価値生産性の改善が進みました。

広報活動では新しいファン作りを行うため今までの広告を全て見直し、食に関心の高い方が集まるイベント等に参加し、無添加調理をベースに素材の良さを生かした「地域と旬」の取り組みを伝える活動に力を入れました。また、地域の取り組みも生産者や行政と一体となり記者会見を行う等のパブリシティー活動を行いました。

このような活動を行った結果、当連結会計年度における売上高は前期比１億50百万円減の103億87百万円となりましたが、製造コストの削減等により、売上総利益は前期比１億２百万円増の38億81百万円となりました。

販売費及び一般管理費は、人件費等の削減により、前期比１億29百万円減の36億87百万円となり、１億94百万円の営業利益（前期は38百万円の損失）となりました。

これに営業外収益40百万円、営業外費用64百万円を加減した結果、１億70百万円の経常利益（前期は32百万円の損失）となり、特別利益に補助金収入９百万円、特別損失に減損損失２百万円及び固定資産処分損２百万円を計上した結果、税金等調整前当期純利益は１億74百万円（前期は35百万円の損失）となりました。

また、今後の業績動向を勘案し、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、回収可能性のある部分について繰延税金資産を計上することとし、法人税等調整額△72百万円を計上した結果、法人税等合計が△19百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は１億94百万円（前期は65百万円の損失）となりました。

製品別チャネル別業績の概況は、次のとおりであります。

（単位：千円）

製品別売上高	前連結会計年度 (28.4.1～29.3.31)		当連結会計年度 (29.4.1～30.3.31)		比較増減 (△印は減)	
製品別	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	趨勢比(%)
食肉加工品（ハンバーグ・ミートボール他）	8,248,026	78.3	8,426,401	81.1	178,375	102.2
正月料理	1,117,458	10.6	949,648	9.1	△167,810	85.0
惣菜（サラダ・煮物他）	423,062	4.0	440,470	4.2	17,407	104.1
炊き込みご飯の素・まぜご飯の素	313,423	3.0	178,796	1.7	△134,626	57.0
非常食	263,859	2.5	161,537	1.6	△102,322	61.2
地域商品	5,459	0.1	63,720	0.6	58,260	—
配慮食（食物アレルギー・減塩他）	54,629	0.5	47,065	0.5	△7,563	86.2
その他	112,105	1.0	120,235	1.2	8,130	107.3
合計	10,538,025	100.0	10,387,876	100.0	△150,149	98.6

（単位：千円）

（チャネル別内訳）

スーパーマーケット・百貨店他	前連結会計年度 (28.4.1～29.3.31) 金額	構成比(%)	当連結会計年度 (29.4.1～30.3.31) 金額	構成比(%)	比較増減 (△印は減) 金額	趨勢比(%)
食肉加工品（ハンバーグ・ミートボール他）	7,818,321	88.9	7,994,497	90.8	176,175	102.3
正月料理	385,335	4.4	282,132	3.2	△103,203	73.2
惣菜（サラダ・煮物他）	179,152	2.0	165,147	1.9	△14,004	92.2
炊き込みご飯の素・まぜご飯の素	271,004	3.1	149,985	1.7	△121,019	55.3
非常食	16,335	0.2	20,169	0.2	3,833	123.5
地域商品	5,442	0.0	61,574	0.7	56,132	—
配慮食（食物アレルギー・減塩他）	24,739	0.3	23,487	0.3	△1,251	94.9
その他	94,445	1.1	107,421	1.2	12,976	113.7
合計	8,794,777	100.0	8,804,416	100.0	9,638	100.1

宅配・生協・官公庁他	前連結会計年度 (28.4.1～29.3.31) 金額	構成比(%)	当連結会計年度 (29.4.1～30.3.31) 金額	構成比(%)	比較増減 (△印は減) 金額	趨勢比(%)
食肉加工品（ハンバーグ・ミートボール他）	429,704	24.7	431,903	27.3	2,199	100.5
正月料理	732,122	42.0	667,515	42.2	△64,606	91.2
惣菜（サラダ・煮物他）	243,910	14.0	275,322	17.4	31,412	112.9
炊き込みご飯の素・まぜご飯の素	42,419	2.4	28,811	1.8	△13,607	67.9
非常食	247,523	14.2	141,367	8.9	△106,156	57.1
地域商品	17	0.0	2,146	0.1	2,128	—
配慮食（食物アレルギー・減塩他）	29,890	1.7	23,577	1.5	△6,312	78.9
その他	17,660	1.0	12,813	0.8	△4,846	72.6
合計	1,743,247	100.0	1,583,459	100.0	△159,788	90.8

① 食肉加工品（ハンバーグ・ミートボール他）

主力のミートボール群は、ナショナルブランド商品においては店舗訪問を強化し、売れ筋商品の売り場を拡大するという基本的な活動に注力し、そこへ原材料の産地や鮮度、使用している原材料のシンプルさと無添加調理であることをお伝えするとともに、店別に顧客分析を行い弁当に限らない食シーンに合わせての食事提案を行った結果、売上は増加しました。プライベートブランド商品についてはシンプルな原材料で調理していることを前面に出し、販売チェーンや取り扱い店舗の増加もありましたが、価格競争の影響を受け、売上は前年とほぼ同水準となりました。

この結果、食肉加工品（ハンバーグ・ミートボール他）の売上高は前期比102.2%となりました。

② 正月料理

重詰め予約おせちは、商品コンセプトが明確化されていない商品については、価格競争の影響をうけ販売実績が大きく縮小しましたが、食物アレルギー配慮、食塩不使用といった商品コンセプトが明確な商品は大きく伸長しました。単品おせちでは、全国７か所の地域の栗を使用した付加価値の高い栗きんとんを販売しました。ご家庭での利用だけではなく、贈答用にご好評いただき、全国の百貨店を中心に展開しました。

一方で、不採算商品を中心に重詰め予約おせち、単品おせちともに積極的に商品終売を行いロスの削減に注力しました。

この結果、正月料理の売上高は、前期比85.0％となりました。

③ 惣菜（サラダ・煮物他）

主力の「ごぼうサラダ」は、当社の特徴である地域を限定した、とれたてのごぼうの風味の良さを伝える提案を行いました。また生協チャネルのプライベートブランド商品も産地を限定した商品を新たに販売し、ごぼうの素材の良さやごぼうの風味、素材を生かした製造工程、アレンジメニューの提案を行い１人・２人世帯、共働き世帯を中心に支持されました。

この結果、惣菜（サラダ・煮物他）の売上高は前期比104.1％となりました。

④ 炊き込みご飯の素・まぜご飯の素

炊き込みご飯の素は、目の届く範囲で安全・衛生管理が可能な原材料の使用を前提とし、中国産の栗や松茸を使用した商品を終売にしたため売上が減少しました。

この結果、炊き込みご飯の素・まぜご飯の素の売上高は前期比57.0％となりました。

⑤ 非常食

非常食は、火が無くても、水が無くても、のコンセプトが評価され、企業や大学等への売上は増加しましたが、大口の官公庁からの受注や昨年の熊本地震での特別受注による売上は減少しました。

この結果、非常食の売上高は前期比61.2％となりました。

⑥ 地域商品

地域商品は、千葉県白子町及び大多喜町、京都府京丹波町、愛知県大府市、長崎県五島列島等、全国の地域との取り組みを行いました。生産者、行政、販売店が三位一体となり、採れたての旬の食材をタイミング良く生かし、無添加調理を基本に風味が生きた商品を百貨店や質販店、道の駅や地域のスーパー等で販売しました。

特にハンバーグ群では、千葉県白子町の「白子町の新玉ねぎをつかったハンバーグ」、兵庫県淡路島の「淡路島の新玉ねぎがつまったハンバーグ」、長崎県五島列島の「五島列

島みじょっ子島生姜のジンジャーソースハンバーグ」は、三位一体となった取り組みの成果が上がり、ご好評をいただきました。
　また、新しい食べ方として「野菜といっしょに食べるサラダ肉だんご」では、旬の野菜と混ぜて食べるサラダおかずという提案を行った結果、野菜嫌いのお子様でも野菜を沢山食べてくれるとのお声もいただいております。
　炊き込みご飯・まぜご飯は、４月に地域と期間限定で、千葉県大多喜町産、京都府京丹波町産の筍を収穫後２日以内で加工した筍ご飯を販売し、百貨店等で販売した結果、「筍の風味が生きていて旬の味が楽しめた」とのお声もあり大変ご好評をいただきました。また、９月下旬からは京都府京丹波町、茨城県笠間市、千葉県成田市、岐阜県山県市で、今年収穫した栗を手剥きにして仕上げた栗ご飯を販売しました。11月からは西日本旅客鉄道株式会社（ＪＲ西日本）と連携し、富山県射水市産の「幻の魚」と呼ばれるサクラマスを使用した加工品として「サクラマスの寿司めしの素」「サクラマスのまぜごはんの素」「サクラマスのオリーブオイルコンフィ」を販売しました。この商品は百貨店の他、土産物屋、駅ナカにおいて展開し、旅行客を中心に土産用としてご好評いただきました。１月からは愛知県大府市産木之山五寸にんじんや山梨県市川三郷町産大塚にんじんをそれぞれ使用したまぜごはんの素を販売しました。特に木之山五寸にんじんは地元知多半島のたまり醤油を使用するなど調味料にもこだわり地元の小売店、物産館や東京都内の百貨店でも販売を行いました。
　この結果、地域商品の売上高は前期より58百万円増加しました。

⑦ 配慮食（食物アレルギー・減塩他）
　配慮食は、食物アレルギー患者向けに、外出先や旅行先での食の悩みにお応えする「Ｌｕｎｃｈ Ｂｏｘおにぎりとハンバーグのセット」「Ｌｕｎｃｈ Ｂｏｘおにぎりとミートボールのセット」を販売しましたが、食物アレルギーでお悩みの方が集まるコミュニティやＷＥＢなど、顧客とのコミュニケーションが出来るチャネルに販売先を限定した結果、配慮食の売上は減少しました。
　この結果、配慮食の売上高は前期比86.2%となりました。

⑧ その他
　子会社のイシイ産業株式会社で行っている地域との取り組みにおいて、千葉県内の製造商品を地域の道の駅、直売所等に販売した結果売上が増加し、その他の売上高は前期比107.3%となりました。

2) 設備投資の状況
当連結会計年度中において実施致しました設備投資の総額は２億２百万円であります。
その主なものは唐津工場ボイラー設備更新、その他機械導入に伴う支出であります。

3) 資金調達の状況
当連結会計年度中に、１年内返済予定長期借入金２億５千万円の短期借入金への借換えを行いました。

4) 事業の譲渡、その他の状況
該当事項はありません。

5) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

2 財産及び損益の状況

区　　分	第74期 (平成27年 3 月 期)	第75期 (平成28年 3 月 期)	第76期 (平成29年 3 月 期)	第77期 (当連結会計年度) (平成30年 3 月 期)
売上高（百万円）	10,518	10,467	10,538	10,387
経常利益又は経常損失（△）（百万円）	34	△276	△32	170
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（百万円）	△20	△474	△65	194
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円）	△1.15	△26.96	△3.75	11.09
総資産（百万円）	8,339	7,735	8,293	9,129
純資産（百万円）	4,553	3,649	3,620	3,932

（注）１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は、期中の平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

3　重要な子会社の状況

会　社　名	本社所在地	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
		千円	%	
イシイ産業株式会社	千葉県船橋市	28,000	100	千葉県産の食材の仕入販売
株式会社ダイレクトイシイ	千葉県船橋市	30,000	100	健康に配慮した食品、正月料理、非常食等の通信販売

4　対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は次のとおりであります。

1）新規顧客の獲得と新しいサービスの提供

「地域と旬」のビジネスモデルの構築を通じて地域の活性化に取り組み、付加価値の高い商品開発を行い、食シーンに合わせた食事の提供、チャネルの選択と集中を行ってまいります。

2）今ある食事の不安を解消できる安心・安全な商品の提供

ISO9001（品質）、ISO14001（環境）、FSSC22000（食品安全）の３つのマネジメントシステムを運用し、安全・安心への取り組みを更に充実してまいります。

3）利益構造の改善

生産における一つ一つの工程を徹底的に分析し、あるべき姿と実績との差を明確にし、改善を進めることにより、生産性の向上を行います。生産工程毎に品質の合否判定を行う体制を整えることにより、安全対策の強化と利益構造の改善に努めてまいります。

また、全部門において従来からの業務工程を作業分析し、ロス・ムダの改善を行います。

4）安定的な財務基盤の獲得

新しい分野、従来の分野を問わず、投資と成果のバランスを図り、キャッシュ・フロー重視の経営を行ってまいります。

5）管理体制の充実

日々の変化を敏感に捉え、即対応することができる体制を作り、責任の所在を明確にし、関連法令順守、環境保全の推進を図ります。このことにより内部統制の強化を図ってまいります。

6）地球環境

認証取得しておりますISO14001の運用において、ISO9001、FSSC22000と一緒に考えて行動していくことにより、お客様に喜んで頂ける商品やサービスの提供とともに、食品廃棄物量、二酸化炭素（CO2）排出量の削減を積極的に進めてまいります。

7）企業の社会的責任への対応
当社グループは企業の社会的責任（CSR）に対する関心の高まりに応えるべく、金融商品取引法における内部統制システムの構築・整備・運用を行うとともに、ISO9001、ISO14001、FSSC22000のマネジメントシステムを業務に一体化させることで、お客様に喜んで頂けるサービスの提供と環境問題への貢献、災害時における食事で困っている方に援助することで社会への貢献ができると考えております。これらにより新たな社会的貢献事業や活動等を通じて、CSRの視点に立った経営を目指してまいります。

8）今後想定される災害に対する対応
当社グループは、災害が発生した場合、千葉県八千代市、京都府船井郡京丹波町、佐賀県唐津市の三域に工場が分散している利点を生かし、供給が継続できる体制を準備してまいります。

以上のことを実施していくことにより、社会からより信頼される企業を目指して、経営体質改善の実現を継続的に図る所存であります。

株主の皆様におかれましても、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

5　主要な事業内容（平成30年３月31日現在）

事業区分	事業内容
石井食品株式会社	畜産物（鶏肉、豚肉、牛肉）並びに農産物（玉ねぎ、ごぼう、人参、筍、栗、松茸、米等）を原料とした調理済食品の製造販売、及びこれに付帯する一切の業務を行っております。
イシイ産業株式会社	千葉県産の食材の仕入販売を行っております。
株式会社ダイレクトイシイ	健康に配慮した食品、正月料理、非常食等の通信販売を行っております。

6　主要な営業所及び工場（平成30年３月31日現在）

本社	千葉県船橋市本町二丁目７番17号
営業所	首都圏（営）、横浜（営）、埼玉（営）、水戸（営）、宇都宮（営）、高崎（営） 甲信（営）、静岡（営）、名古屋（営）、大阪（営）、中四国（営）、福岡（営）
工場	八千代工場（千葉県）、京丹波工場（京都府）、唐津工場（佐賀県）

7　従業員の状況（平成30年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
312名	7名減	42.8歳	15.7年

（注）臨時従業員の期中平均雇用人数は315名であり、上記には含まれておりません。

8　主要な借入先（平成30年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社千葉銀行	1,060,000千円
株式会社みずほ銀行	250,000千円

9　その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ．株式の状況（平成30年３月31日現在）

1　発行可能株式総数　65,000,000株
2　発行済株式の総数　18,392,000株　（自己株式886,971株を含む）
3　単元株式数　1,000株
4　当期末株主数　6,826名
5　大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
石井トヨ子	2,426	13.9
石井健太郎	931	5.3
㈱千葉銀行	875	5.0
㈲ケイアンドアイ	873	5.0
㈱榎本武平商店	653	3.7
㈱オイシー	400	2.3
石井達雄	353	2.0
損害保険ジャパン日本興亜㈱	350	2.0
ユアサ・フナショク㈱	214	1.2
カネダ㈱	213	1.2

（注）当社は、自己株式886,971株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率については自己株式を除いて算出しております。

Ⅲ．新株予約権等の状況

該当事項はありません。

Ⅳ．会社役員に関する事項

1　取締役及び監査役の氏名等（平成30年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	長島　雅（ながしま　ただし）	デアデアＭＩＰ㈱取締役
取締役	石井智康（いしい　ともやす）	マーケティングビジネスサポート部担当、㈱ダイレクトイシイ代表取締役社長
取締役	殿地眞己（どんじ　まさき）	中曽根康弘事務所
取締役	吉野和男（よしの　かずお）	顧客サービス部担当
取締役	石井和男（いしい　かずお）	石井和男法律事務所
取締役	久保啓介（くぼ　けいすけ）	八千代工場チルド工場長
取締役	伊藤幸一郎（いとう　こういちろう）	顧客サービス部東日本総括兼首都圏営業所所長
取締役	石川卓生（いしかわ　たくお）	顧客サービス部西日本総括兼大阪営業所所長
常勤監査役	脇田行雄（わきた　ゆきお）	イシイ産業㈱監査役、㈱ダイレクトイシイ監査役
監査役	松山元（まつやま　はじめ）	公認会計士、ＭＡ〇合同会社代表社員、㈱タンガロイ社外監査役、㈱エヌアイデイ社外監査役
監査役	渡邉勝彦（わたなべ　かつひこ）	学校法人国際医療福祉大学参与、一般社団法人成田国際医療都市機構理事長、東方地所㈱顧問
監査役	室井恵子（むろい　けいこ）	税理士法人Ｂricks&UK東京事務所代表社員

（注）１．取締役のうち殿地眞己氏及び石井和男氏は、社外取締役であります。なお、殿地眞己氏及び石井和男氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
２．監査役のうち松山元氏、渡邉勝彦氏、室井恵子氏は社外監査役であります。
３．監査役のうち松山元氏及び室井恵子氏は、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
４．監査役松山元氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．監査役室井恵子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
６．監査役室井恵子氏の戸籍上の氏名は、保坂恵子であります。
７．平成29年６月23日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって、取締役会長石井健太郎氏は任期満了により退任いたしました。
８．平成29年６月23日開催の第76回定時株主総会において、取締役に久保啓介氏、伊藤幸一郎氏、石川卓生氏及び石井智康氏は新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

2　責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める金額としております。

3　取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支　給　人　員	報　酬　等　の　額
取　締　役 （うち社外取締役）	9名 （2名）	67,353千円 （14,319千円）
監　査　役 （うち社外監査役）	4名 （3名）	24,864千円 （13,653千円）

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成18年６月22日開催の第65回定時株主総会において年額１億3,000万円以内（ただし、使用人給与は含まない）と決議頂いております。

２．監査役の報酬限度額は、平成19年６月22日開催の第66回定時株主総会において年額5,000万円以内と決議頂いております。

３．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

4　社外役員に関する事項

1）重要な兼職先と当社との関係

各社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

2）当事業年度における主な活動状況

地　位	氏　名	主な活動状況
取締役	殿地眞己	当事業年度に開催された取締役会には13回中13回出席し、法令施行等に関する専門的分野から指摘事項や経営に関する建設的な意見を述べております。また、行政・政治の変化等、当社のコンプライアンスのあり方について発言を行っております。
取締役	石井和男	当事業年度に開催された取締役会には13回中13回出席し、弁護士としての専門的見地から、必要に応じて、当社の経営上の有用な指摘、意見を述べております。
監査役	松山　元	当事業年度に開催された取締役会には13回中13回、また、監査役会には12回中12回出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
監査役	渡邉勝彦	当事業年度に開催された取締役会には13回中13回、また、監査役会には12回中12回出席し、企業経営に関する専門的分野からの指摘事項や経営に関する建設的な意見の発言を行っております。
監査役	室井恵子	当事業年度に開催された取締役会には13回中10回、また、監査役会には12回中９回出席し、主に税理士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。

Ⅴ．会計監査人に関する事項

1　名称　　千葉第一監査法人

2　当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る報酬等の額	17,800千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	

（注）1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2.当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績との比較、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえ、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3　責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人千葉第一監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める金額としております。

4　公認会計士法第２条第１項の「非監査業務」の内容

該当事項はありません。

5　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

Ⅵ. 会社の支配に関する基本方針

1　基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社に対して大規模買付提案（買収提案）が行われた場合に、当該大規模買付提案を受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、株式の大規模買付提案の中には、その目的等から見て、当社が蓄積してきました多くのノウハウ・知識・経験について理解のないもの、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるもの、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう恐れのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制する恐れのあるもの、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものもありえます。

そこで、そのような提案に対しては、当社は、買収者に株主の皆様のご判断に必要かつ十分な情報を提供させること、更に買収者の提案が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討した結果を株主の皆様に当該提案をご判断いただく際の参考として提供すること、場合によっては当社取締役会が大量買付行為または当社の経営方針等に関し買収者と交渉または協議を行うことが、当社取締役会としての務めであると考えております。

以上のような見解に基づき、当社取締役会は、当社に対する買収行為が、一定の合理的なルールに従って行われることが、当社及び当社株主全体の利益に合致すると考え、事前の情報提供等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとしました。

2　基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、創業以来、食の安心・安全を第一に考えて、おいしい良質な調理済食品の製造販売を行ってきております。また、品質管理方法においても、品質管理番号システムを採用することで品質管理を徹底し、原材料の履歴と製造工程の管理状況がわかる独自のシステムを導入しております。また、同時に検査体制も充実させることで、食の安心・安全の実現を担保しております。

そうした中、当社は無添加調理方法、品質管理方法、厳選素材の入手ルート等、数多くのノウハウ・知識・経験を蓄積してきており、これらのノウハウ等から生み出される安心・安全かつおいしい良質な食品を製造販売することで、数多くのお客様及び取引先様等のステークホルダーとの間に信頼関係を築き上げて参りました。

当社は、これからも当社独自の無添加調理方法、品質管理方法、厳選素材の入手ルート等の当社が有するすべての技術・ノウハウをベースとして、これら技術・ノウハウの質を日々たゆまぬ努力により一層向上させながら、お客様に満足していただける安心、安全かつおいしい良質な食品の提供を提案し続けて参ります。当社の企業価値は、このような技術力・提案力により確保、向上されるべきであり、また、これを支えるお客様、取引先様、従業員等のステークホルダーとの一体性こそが、当社の企業価値の源泉であると考えております。

当社は、このような経営姿勢を当社の企業理念である「地球にやさしく、おいしさと安全の一体化を図りお客様満足に全力を傾ける。」というメッセージに込め、すべてのステークホルダーの利益を追求し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図って参ります。

3　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成28年６月24日開催の第75回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件」について、承認を得ております。

大規模買付ルールは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記１に記載の基本方針に沿うものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

大規模買付ルールは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、大規模買付ルールでは、対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を

排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として特別委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。

この大規模買付ルールは一般的なものであり、特定の大量保有者のみを意識したものではありませんが、現在の大量保有者にも、この大規模買付ルールは適用されます。

大規模買付ルールの対象となる者は、特定株主グループ（注）の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる行為（いずれについても当社取締役会が同意したものを除くものとし、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。）を行おうとする者です。

（注）特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）並びに当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の２第１項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

なお、この大規模買付ルールの詳細につきましては、当社ホームページのＩＲ情報に記載の「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」（平成28年５月13日付）をご参照下さい。
（http://www.ishiifood.co.jp/）

4　不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

当社を取巻く昨今の国内の食品市場は、少子高齢化の影響による人口減少により、国内の食品消費量は頭打ちの状況にあり、厳しい環境にあります。そうした中、食品会社各社は新たな需要を開拓するべく、自社による新商品開発にとどまらず、他社を買収することによりその会社が有する技術力を用いて商品開発等を行い、自身の業務を拡大しようとする動きが近年加速している状況にあります。

当社は、かかる認識のもと、自身が培ってきた独自の無添加調理方法、品質管理方法を軸とした高度な技術力に基づく食品業界固有のブランドと市場を開拓し、また、生産体制の効率化と製品競争力の強化を中心とした収益構造の確立を図りつつ、財務面では借入金に頼らない堅実な経営を推進することにより、持続的成長可能な食品会社となることを経営の基本

方針として、企業価値及び株主共同の利益の向上に努めてきておりますが、当社を取巻く経営環境等の変化を背景に、以前に増して、当社の技術力や財務健全性に着目した、当社の支配権取得を目的とした大量買付行為が行われることも予想される状況になってきております。

当社取締役会は、上記１に記載の基本方針で謳っているように、大規模買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資する買収提案であれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の株主構成は、現時点では当社の創業者親族等の株主が保有割合の上位を占めており、現段階で具体的に差し迫った買収のリスクが存在している訳ではありません。しかしながら、上記のような当社を取巻く経営環境等の変化を鑑みると、将来的に、当社の事業やビジネス・モデルに関する理解が十分ではない者による当社に対する大規模買付行為が行われた場合、当社の顧客・取引先等を含む重要なステークホルダーとの関係が崩壊し、当社の企業価値・株主共同の利益が著しく毀損されかねないこと、同時に、こうした状況に便乗した、当社の経営には関心のない、当社の技術力や健全な財務力の取得だけを目的とした買収者が現れる可能性も否定できません。更に、当社の株主構成に関しても、当社の創業者親族等の株主の中には高齢の株主もおり、各々の事情に応じた譲渡、相続等の処分が行われる状況が具体的に予想され、今後一層当社の株式の分散化が進んでいく可能性は否定できず、将来的に現在のような安定した株主構成が維持されるとは限りません。また、当社の経営に直接関与していない創業者親族等による当社株式に関する権利行使については、それぞれ株主個人の判断のもとに行われており、当社がそれら権利行使について関与・コントロールするものではないことから、当社の経営権の取得等を目的とした大規模買付提案に際しても、大規模買付行為者に当社の経営を委ねるべきか否か等の一株主としての判断が、当社取締役会の判断とは異なる場合もありえます。したがって、当社取締役会は、今から当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するような大規模な買収行為に備えた対応策を準備しておくことが、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るためにも必要であると判断しました。また、その内容をあらかじめ定めておくことは、手続の透明性や関係者の予見可能性を向上させる意味でも適切なものであると考え、大規模買付ルールの内容を開示することとしております。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年３月31日現在)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
(資産の部)	千円	**(負債の部)**	千円
流動資産	**5,504,157**	**流動負債**	**2,963,213**
現金及び預金	3,727,196	買掛金	540,911
売掛金	1,413,271	短期借入金	1,330,000
商品及び製品	97,299	リース債務	21,982
仕掛品	11,085	未払費用	750,699
原材料及び貯蔵品	145,980	未払法人税等	53,142
繰延税金資産	68,530	未払消費税等	67,585
その他	40,794	賞与引当金	76,489
固定資産	**3,625,338**	その他	122,401
有形固定資産	**2,961,265**	**固定負債**	**2,233,602**
建物及び構築物	1,234,165	社債	1,300,000
機械装置及び運搬具	692,577	リース債務	78,048
工具器具及び備品	31,990	繰延税金負債	49,500
土地	904,052	退職給付に係る負債	643,028
リース資産	90,378	資産除去債務	23,129
建設仮勘定	8,100	長期未払金	139,894
無形固定資産	**32,337**	**負債合計**	**5,196,815**
投資その他の資産	**631,735**	**(純資産の部)**	
投資有価証券	591,271	**株主資本**	**3,910,424**
その他	89,380	**資本金**	**919,600**
貸倒引当金	△48,916	**資本剰余金**	**672,801**
		利益剰余金	**2,493,803**
		自己株式	**△175,781**
		その他の包括利益累計額	**22,255**
		その他有価証券評価差額金	**132,340**
		退職給付に係る調整累計額	**△110,084**
		純資産合計	**3,932,679**
資産合計	**9,129,495**	**負債及び純資産合計**	**9,129,495**

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

科目	金額	
	千円	千円
売上高		**10,387,876**
売上原価		**6,506,117**
売上総利益		**3,881,758**
販売費及び一般管理費		**3,687,338**
営業利益		**194,420**
営業外収益		
受取利息	136	
受取配当金	10,172	
賃貸料	5,490	
その他	24,810	40,610
営業外費用		
支払利息	17,371	
たな卸資産廃棄損	45,859	
その他	1,734	64,965
経常利益		**170,064**
特別利益		
補助金収入	9,958	9,958
特別損失		
固定資産処分損	2,651	
減損損失	2,432	5,084
税金等調整前当期純利益		**174,939**
法人税、住民税及び事業税	52,990	
法人税等調整額	△72,267	△19,276
当期純利益		**194,215**
親会社株主に帰属する当期純利益		**194,215**

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
（資産の部）	千円	（負債の部）	千円
流動資産	**5,480,692**	**流動負債**	**2,894,019**
現金及び預金	3,702,121	買掛金	535,385
売掛金	1,409,717	短期借入金	1,270,000
商品及び製品	95,572	リース債務	21,982
仕掛品	11,085	未払金	77,713
原材料及び貯蔵品	145,980	未払費用	749,687
繰延税金資産	68,335	未払法人税等	52,782
その他	47,879	未払消費税等	67,379
固定資産	**3,630,193**	預り金	42,622
有形固定資産	**2,961,254**	賞与引当金	75,118
建物	1,175,756	その他	1,346
構築物	58,409	**固定負債**	**2,161,408**
機械及び装置	692,577	社債	1,300,000
車両運搬具	0	リース債務	78,048
工具器具備品	31,979	退職給付引当金	527,660
土地	904,052	債務保証損失引当金	49,000
リース資産	90,378	資産除去債務	23,129
建設仮勘定	8,100	長期未払金	139,533
無形固定資産	**31,259**	繰延税金負債	44,035
投資その他の資産	**637,680**	**負債合計**	**5,055,427**
投資有価証券	569,238	（純資産の部）	
関係会社株式	28,000	**株主資本**	**3,933,922**
長期貸付金	180,000	**資本金**	**919,600**
差入保証金	31,614	**資本剰余金**	**672,801**
その他	57,743	資本準備金	672,801
貸倒引当金	△228,916	**利益剰余金**	**2,517,302**
		利益準備金	229,900
		その他利益剰余金	2,287,402
		固定資産圧縮積立金	156,678
		別途積立金	1,894,800
		繰越利益剰余金	235,924
		自己株式	**△175,781**
		評価・換算差額等	**121,536**
		その他有価証券評価差額金	**121,536**
		純資産合計	**4,055,458**
資産合計	**9,110,885**	**負債及び純資産合計**	**9,110,885**

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

科目	金額	
	千円	千円
売上高		**10,322,078**
売上原価		**6,480,731**
売上総利益		**3,841,346**
販売費及び一般管理費		**3,622,113**
営業利益		**219,233**
営業外収益		
受取利息	2,835	
受取配当金	9,888	
賃貸料	6,690	
その他	28,591	48,007
営業外費用		
支払利息	9,876	
社債利息	6,670	
たな卸資産廃棄損	45,057	
その他	13,646	75,251
経常利益		**191,989**
特別利益		
補助金収入	9,958	9,958
特別損失		
固定資産処分損	2,651	
減損損失	2,432	5,084
税引前当期純利益		**196,863**
法人税、住民税及び事業税	52,630	
法人税等調整額	△72,072	△19,441
当期純利益		**216,305**

記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月22日

石井食品株式会社
　取締役会　御中

千葉第一監査法人

代表社員 業務執行社員　公認会計士　大　川　健　哉　㊞

代表社員 業務執行社員　公認会計士　林　　広　隆　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、石井食品株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石井食品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月22日

石井食品株式会社
　取締役会　御中

千葉第一監査法人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　大　川　健　哉　㊞

代表社員
業務執行社員　公認会計士　林　　広　隆　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、石井食品株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び工場等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人千葉第一監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人千葉第一監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月31日

石井食品株式会社監査役会

監査役（常勤）　脇　田　行　雄　㊞
監査役（社外）　松　山　　元　㊞
監査役（社外）　渡　邉　勝　彦　㊞
監査役（社外）　室　井　恵　子　㊞

以　上

メ　　モ

第77回定時株主総会会場ご案内図

会　場

千葉県船橋市本町２－７－17

石井食品株式会社　本社ビル

電話　０４７－４３５－０１４１

会場が昨年と異なりますので、
お間違えのないようご注意ください。

交通のご案内

●**JR船橋駅**　南口徒歩約10分

●**京成船橋駅**　徒歩約８分

◎席数に限りはございますが、お子様連れの株主様用の別会場をご用意しております。

◎会場には駐車場の用意がございませんので、ご了承ください。

◎会場内は全館禁煙となっております。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

FSC www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK